

2023年11月29日

各位

本店所在地 東京都千代田区麹町二丁目1番地
 会社名 そーせいグループ株式会社
 (コード番号 4565 東証プライム)
 代表者 代表執行役社長 CEO
 クリストファー・カーギル
 問い合わせ先 IR & コーポレートストラテジー部
 西下進一郎
 電話番号 03-5210-3290 (代表)

海外募集による新株式及び2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債並びに第三者割当による新株式の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2023年11月28日開催の取締役会において決議いたしました海外募集による新株式(以下「海外募集新株式」という。)の発行(以下「海外募集」という。)及び2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行並びにJICVGIオポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合(以下「割当予定先」という。)を割当予定先とする第三者割当による新株式(以下「第三者割当新株式」という。)の発行(以下「並行第三者割当」といい、海外募集及び本新株予約権付社債の発行並びに並行第三者割当を総称して「本資金調達」という。)に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 海外募集による新株式の発行

(1) 発行価格(募集価格)	1株につき	金 1,426円
(2) 発行価格(募集価格)の総額		2,139,000,000円
(3) 払込金額	1株につき	金 1,368.96円
(4) 払込金額の総額		2,053,440,000円
(5) 増加する資本金及び	増加する資本金の額	1,026,720,000円

本書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

PRESS RELEASE

資本準備金の額	増加する資本準備金の額	1,026,720,000円
(6) 払込期日		2023年12月14日(ロンドン時間)

(注) 引受人は払込金額で買取引受けを行い、発行価格(募集価格)で募集を行います。

II. 海外募集による 2028 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行

新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の額面金額と同額とする。
(2) 転換価額	1,782 円
(ご参考)	
アップ率	
$[(\text{転換価額}) / (\text{海外募集新株式の発行価格(募集価格)}) - 1] \times 100$	24.96%

募集に関する事項

- (1) 幹事引受会社の対価 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)と幹事引受会社が当社に払い込む金額である本新株予約権付社債の払込金額の差額を幹事引受会社の対価とする。また、幹事引受会社に対して本社債の額面金額の0.50%を上限とする手数料を追加的に支払うことがある。

(注) アップ率は海外募集新株式の発行価格(募集価格)を基に算出しております。

III. JICVGI オポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行(並行第三者割当)

(1) 募集株式の種類及び数	当社普通株式	6,861,000株
(2) 払込金額	1株につき	金1,426円
(3) 払込金額の総額(注)		9,783,786,000円
(4) 増加する資本金及び	増加する資本金の額	4,891,893,000円

本書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

PRESS RELEASE

資本準備金の額(注)	増加する資本準備金の額	4,891,893,000円
(5) 申込期日		2023年12月14日
(6) 払込期日		2023年12月15日

(7) 割当予定先からは、発行価格等決定日において決定される発行価額に基づく払込金額の総額が80億円を超過した場合には、80億円を発行価額で除した数(100株未満切り捨て。)の当社普通株式についてのみ申込みを行う旨の意向を示されておりましたが、発行価額1,426円に基づき、割当予定先から申込みが行われる予定の株式数は5,610,000株となりました。なお、申込みが行われなかった当社普通株式については発行されません。

(注) 上記「(1)募集株式の種類及び数」に記載の募集株式数の全株に対し割当予定先から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。上記(7)に記載の、割当予定先から申込みが行われる予定の株式数に基づく場合、発行価額の総額は7,999,860,000円、資本組入額の総額は3,999,930,000円となります。

(ご参考)

1. 発行価格(募集価格)の算定

(1) 算定基準日及びその価格	2023年11月28日	1,534円
(2) ディスカウント率		7.04%

2. 今回の新株式の発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	82,336,777株(2023年10月31日時点)(注1)
海外募集による増加株式数	1,500,000株
海外募集後の発行済株式総数	83,836,777株
並行第三者割当による増加株式数	6,861,000株(注2)
並行第三者割当後の発行済株式総数	90,697,777株(注2)

(注) 1. 当社は、新株予約権等を発行しているため、上記現在の発行済株式総数は2023年10月31日現在の数値です。

2. 上記「Ⅲ. JICVGI オポチュニティファンド1号投資事業有限責任組合を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行(並行第三者割当)」(1)に記載の募集株式数の全株に対し割当予定先から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。割当予定先から申込みが行われる予定の株式数に基づく場合、並行第三者割当による増

本書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

PRESS RELEASE

加株式数は 5,610,000 株、並行第三者割当後の発行済株式総数は 89,446,777 株となります。

3. 2028 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | | |
|-----|-------------------------|---|
| (1) | 社債の総額 | 320 億円 |
| (2) | 発行決議日 | 2023 年 11 月 28 日 |
| (3) | 新株予約権の割当日及び社債の払込期日(発行日) | 2023 年 12 月 14 日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。) |
| (4) | 新株予約権を行使することができる期間 | 2023 年 12 月 28 日から 2028 年 11 月 30 日まで(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)とする。但し、①当社による繰上償還の場合は、償還日の東京における 3 営業日前の日まで(但し、税制変更による繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2028 年 11 月 30 日(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。 |

上記にかかわらず、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して 14 日以内に終了する 30 日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権付社債権者は、預託日(以下に定義する。)が、本社債の利息の支払に係る基準日(同日を含む。)から利払日(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。上記にか

本書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

PRESS RELEASE

かわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における 2 営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における 3 営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「預託日」とは、支払・新株予約権行使請求受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件が満足された日をいう。

- | | | |
|-----|--------------|---|
| (5) | 償還期限 | 2028 年 12 月 14 日 |
| (6) | 潜在株式による希薄化情報 | <p>本資金調達による、2023 年 10 月 31 日現在の発行済株式総数(自己株式を除く)に対する潜在株式数の比率は 19.8%になる見込みです。</p> <p>(注)潜在株式数の比率は、本新株予約権が全て当初転換価額で行使された場合に新たに発行される株式数を、直近の発行済株式総数(自己株式を除く)に海外募集新株式の発行により増加する普通株式数 1,500,000 株及び第三者割当新株式の発行により増加する普通株式数 6,861,000 株を加えた 90,697,442 株で除した数値であります。</p> |

本書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

PRESS RELEASE

4. 調達資金の使途

海外募集及び本新株予約権付社債の発行並びに並行第三者割当による手取金約 417 億円につきましては、以下の使途に充当する予定です。

- ① 約 314 億円を、2023 年 12 月末までに、2026 年満期新株予約権付社債(既発)の買入資金として充当します。なお、本買入れに応じる当該社債の社債権者の数、買入れの対象となる当該社債の金額及び当該社債の株式への転換の状況等によっては、買入資金の総額が上記の金額に達しない可能性があります。
- ② 約 97 億円を、2026 年 12 月末までに、開発品及び製品の導入、日本における後期開発品の開発及び商業活動、創薬プラットフォームを含む創薬・早期開発基盤の拡充を中心とした戦略的成長投資及び運転資金に順次充当する予定です。また、約 6 億円を、2026 年 12 月末までに、これまでに資金を振り向けられていなかった新規パイプラインの研究開発及び運転資金に順次充当する予定です。

調達資金を実際に支出するまでは、安全性の高い金融商品等で運用する方針です。

※ 詳細は、2023 年 11 月 28 日付け当社プレスリリース「海外募集による新株式の発行及び 2028 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行並びに第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

5. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2023 年 9 月 30 日現在)		募集後	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10.05%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7.62% (7.71%)
五味 大輔	8.15%	JICVGI オポチュニティファンド 1 号投資事業有限責任組合	6.31% (5.22%)
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	3.89%	五味 大輔	6.18% (6.25%)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3.31%	TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	2.95% (2.99%)

本書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

PRESS RELEASE

SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	2.82%	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2.51%	(2.54%)
TAIYO HANEI FUND, L.P. (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	2.31%	SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店カスタディ業務部)	2.14%	(2.16%)
ファイザー株式会社	2.29%	TAIYO HANEI FUND, L.P. (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	1.75%	(1.77%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.95%	ファイザー株式会社	1.73%	(1.76%)
BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT (常任代理人 BOFA 証券株式会社)	1.56%	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.48%	(1.49%)
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.23%	BOFAS INC SEGREGATION ACCOUNT (常任代理人 BOFA 証券株式会社)	1.18%	(1.20%)

- (注) 1. 募集前の持株比率は、2023年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 持株比率は、発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する比率を記載しております。また小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
3. 募集後の持株比率は、2023年9月30日現在の所有株式数及び発行済株式総数に海外募集及び並行第三者割当による増加株式数並びに本新株予約権付社債の潜在株式数を加味した数字であります。なお、本新株予約権付社債の潜在株式数については、本新株予約権付社債の当初転換価額(1,782円)で本新株予約権付社債が全て転換さ

本書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

PRESS RELEASE

れたと仮定した現時点の見込みに基づき算出しております。また、並行第三者割当による増加株式数については、募集株式数の全株が発行された場合の株式数であります。割当予定先から申込みが行われる予定の株式数に基づいて算出した割合については、括弧内に記載しております。

以上

Sosei Heptares について

当社グループは、フルセットのバイオ医薬品企業であり、世界をリードするサイエンスによって人生を変える医薬品を生み出すことをミッションとし、日本発の国際的なリーディングバイオ医薬品企業になることを目指しています。

当社グループは、英国における世界をリードする G タンパク質共役受容体 (GPCR) をターゲットとした StaR[®]技術、構造ベース創薬 (SBDD) ならびに初期開発力と、日本における経験豊富な臨床開発力および商業化事業とを組み合わせ、グローバルに事業を展開しています。

これらの能力を活かし、神経疾患、免疫疾患、消化器疾患、炎症性疾患など複数の治療領域において、新薬候補物質の幅広いパイプラインの創出および研究開発の加速に取り組んでいます。当社グループは、自社開発、あるいは大手グローバル製薬企業や新興バイオ医薬品企業との提携を通じて、日本および世界の患者さまのため価値創出につながる医薬品の開発を図ります。

当社グループは、東京、大阪、ロンドン、ケンブリッジ、バーゼル、ソウルの主要拠点で事業を展開しています。

「Sosei Heptares」は、東京証券取引所に上場しているそせいグループ株式会社（証券コード 4565）のコーポレートブランドです。「そせい」、「Heptares」、当社グループのロゴおよび StaR[®]は、当社グループの商標または登録商標です。

詳しくは、ホームページ <https://soseiheptares.com/> をご覧ください。

LinkedIn: [@soseiheptaresco](#)

X: [@soseiheptaresco](#)

本書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。

A blue horizontal banner with the text 'PRESS RELEASE' in white, preceded by an orange circle on the left.

PRESS RELEASE

YouTube: [@soseiheptaresco](https://www.youtube.com/@soseiheptaresco)

本書は、当社の新株式の発行及び転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同株式及び同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同株式及び同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同株式及び同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同株式及び同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同株式及び同社債の募集又は販売は行われません。